

富山県内でタンデム自転車（2人用）の公道走行が可能になります。

- 富山県道路交通法施行細則（軽車両の乗車の制限）の一部改正
(平成 28 年 4 月 1 日 施行予定)

タンデム自転車とは、

- タンデム自転車とは、複数の乗車装置（サドル）と駆動装置（ペダル）を装備し、複数人が前後に並んで乗り、同時に駆動することができる自転車です。
- 今回の一部改正で、県内の公道で走ることができるようになるタンデム自転車は、2人用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車になります。
※ よって、3人用以上の構造のものは、対象外です！



タンデム自転車の特徴は？

- ・ 2人が一緒に楽しむことができる自転車ですので、2人が協力しなければなりません。
- ・ 普通自転車と交通ルールが異なります。(要チェック)
一般的な自転車は通行できても、タンデム自転車は通行できない場合があります。
- ・ 車体が長いので、小回りが効きにくいという特徴があります。
- ・ 小回りが効きにくいので、とっさの状況への対応が難しくなります。
- ・ 1人乗りの自転車に比べ、2人だと動力が2倍になり、速度が出やすくなります。

普通自転車とは、

普通自転車とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する、2輪又は3輪の自転車で、他の車両を牽引していないものです。

【内閣府令で定める普通自転車の基準】

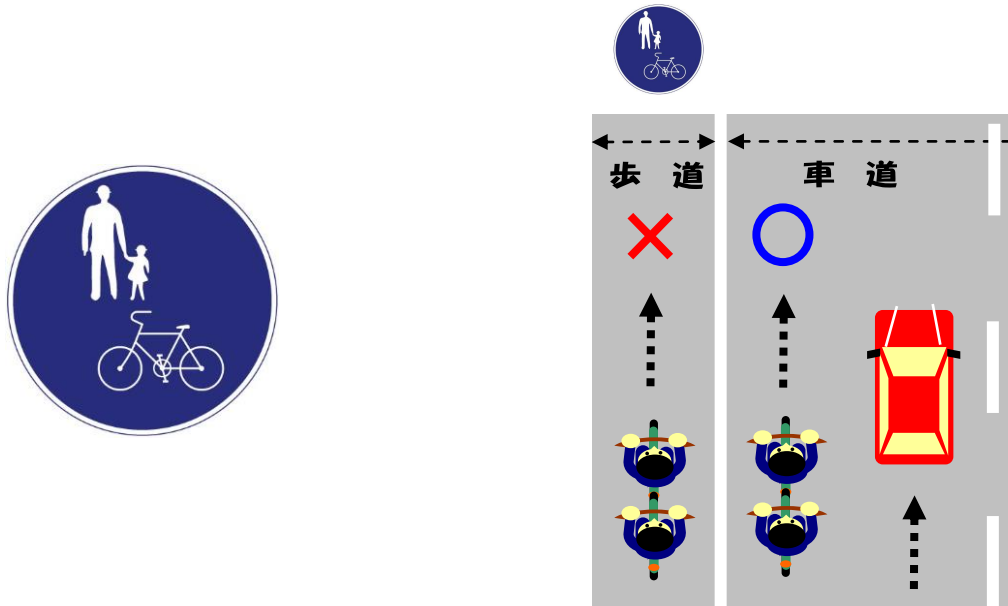
車体の大きさ	長さ 190cm、幅 60cm以内。
車体の構造	運転者席以外の乗車装置を備えていない。 制動装置が走行中に容易に操作できる。 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突起部がない。

※ タンデム自転車は、運転者以外の乗車装置を備えていますので、普通自転車には該当しません。

※ 2輪又は3輪の自転車を押して歩いている者は、歩行者とみなされます。
(側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものは除きます。)

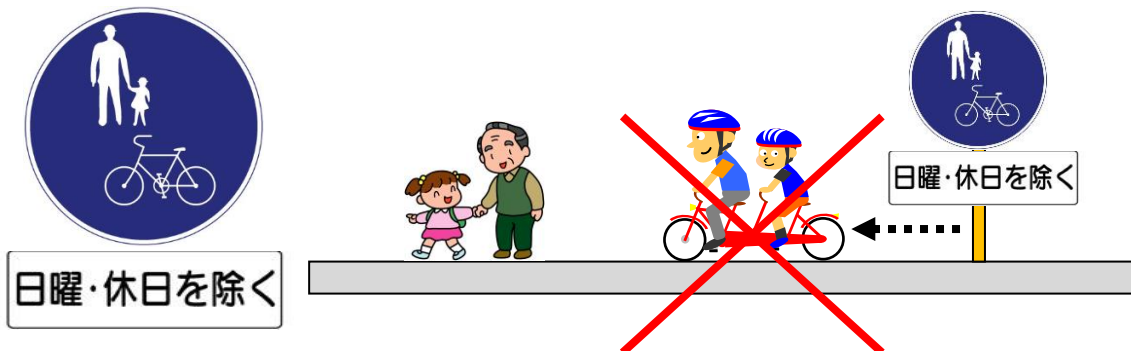
普通自転車以外の自転車の通行方法について

- 歩道を通行することはできません。（「普通自転車歩道通行可」の標識があっても通行不可）
タンデム自転車は、普通自転車に該当しないことから、歩道通行はできません。
また、道路幅員が狭かったり、交通量が多くても歩道を走行することができません。



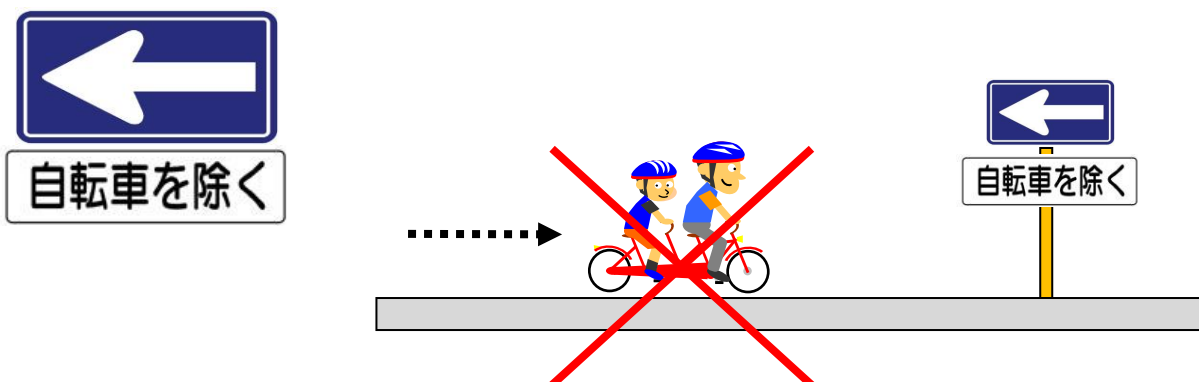
- 「自転車及び歩行者専用」規制標識の場所では、走行できません。

通学路等で、「自転車及び歩行者専用」で車両の通行が禁止の交通規制がされている場合では、タンデム自転車は通行できません。（交通規制から除かれる「自転車」とは、「普通自転車」であり、普通自転車以外の自転車は除かれませんが。）



- 「自転車を除く」の補助標識は、タンデム自転車には適用されません。

一方通行等の道路で「自転車を除く」の補助標識があっても、この「自転車」とは普通自転車を意味するので、タンデム自転車は交通規制の対象から除かれませんが、一方通行等の規制に従わなければなりません。



- 信号機は、**車両用信号機**の表示に従って走行しなければなりません。

信号機は、基本的に車両用灯器に従わなければなりません。

- ※ **ただし、歩行者用灯器に「歩行者自転車専用」の表示があれば、普通自転車以外の自転車であるタンデム自転車も歩行者用灯器に従わなければなりません。**



- **自転車横断帯があれば、自転車横断帯を通行しなければなりません。**

普通自転車以外のタンデム自転車も自転車横断帯がある場所の付近では、自転車横断帯によって横断しなければなりません。



- **タンデム自転車は、自転車道を、通行することができます。**



- **普通自転車専用通行帯の通行**

普通自転車専用通行帯は、タンデム自転車も通行することができます。



- ※ 富山県内では、富山市内の北新町地内から東田地方町地内の県道富山港線の一部区間に自転車専用通行帯が指定されています。